

令和2年7月豪雨災害に遭われた方へ(各種支援制度等のご紹介)

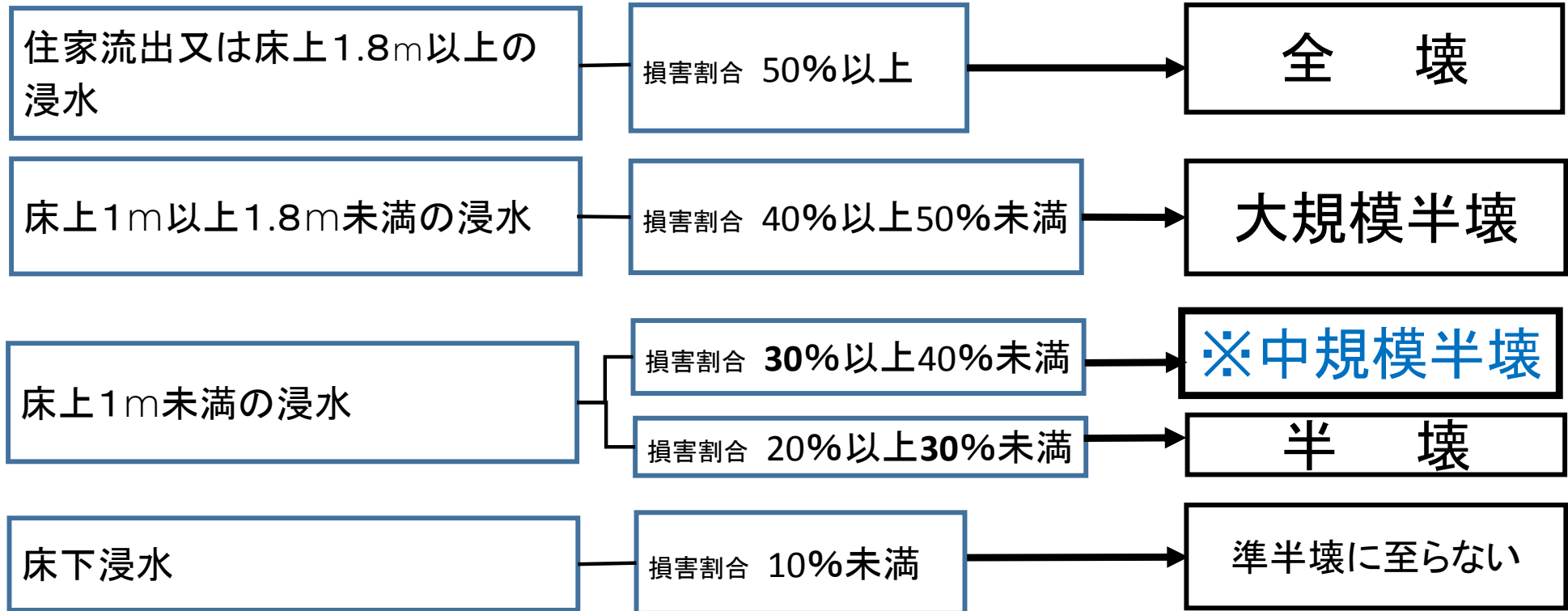
令和3年7月6日発行 第6号



〈 水害による被害 〉

(内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」抜粋)

●浸水深による判定



※「中規模半壊」：令和2年11月30日「改正被災者生活再建支援法」が成立したことにより定められたもの。

◎被害調査は、税務課で行います。詳しい内容については、税務課（45-7212）にお問い合わせください。

第6号の変更点

★ 変更	⑧医療費窓口負担の免除の期間延長（令和3年12月31日まで）
	⑨介護保険の利用料の免除の期間延長（令和3年12月31日まで）
★ 削除（終了）	あさぎり町災害見舞金の申請
	令和2年7月豪雨被災者の方のための無料法律相談（弁護士による）

令和2年7月豪雨災害に遭われた方へ(各種支援制度等のご紹介)

1 証明

制 度	概 要	全 壊	大規模 半壊	半 壊	準 半壊 (床下 ない 浸水)	準 半壊に 至ら ない 問い合わせ先 ・担当課 ・窓口等
【り災証明書】【被災証明書】の発行	<p>【り災証明書】災害により住家（店舗等との併用住宅含む）が被害を受けた世帯について、確認・調査のうえ証明を発行します。各支援制度の申請や税の減免、保険金請求等に必要となる証明書です。</p> <p>【被災証明書】災害により物件等に被害を受けた場合に発行します。</p>	○	○	○	○	税務課 ☎45-7212
申請に必要な書類等	<input type="checkbox"/> 「本人確認書類」、「印鑑」※ 被災証明の場合「被害状況が確認可能な写真」					

2 主な支援制度

	制 度	概 要	全	大	半	準	（	準	問い合わせ先 ・担当課 ・窓口等
			壊	規模 半壊	壊	半壊	床 下 浸 水 ）	半 壊 に 至 ら	
資 金	①被災生活再建支援金(支給)	<p>災害により住宅が全壊（又は大規模半壊、中規模半壊）するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。また、半壊（床上浸水1m未満）でも泥土の流入等により住居部分を全て解体し、建て替える必要があると認められれば対象となる場合があります。</p> <p>支給額については、世帯の人数や住居の再建方法により、「基礎支援金」「加算支援金」の額が変わりますので、詳しい内容については担当課までお問い合わせください。</p> <p>※ご注意ください！！ ○申請期限について ・『基礎支援金』申請期限：発災から13か月（令和3年8月3日まで） ・『加算支援金』申請期限：発災から37か月（令和5年8月3日まで）</p> <p>・申請期限内にやむを得ない事情により申請することができないと認められた場合は、期限の延長が可能となりますので、早めにご相談ください。</p> <p>・なお、申請期限後の延長は認められませんので、ご注意ください。</p>	○	※原則 中規模半壊 以上	—	—	—	生活福祉課 ☎45-7214	
	申請に必要な書類等	□「り災証明書」、「住民票（全部事項証明）」、「（世帯主の）預金通帳の写し」又は「キャッシュカードの写し」、「（住居建設・補修）契約書等の写し」							
	②あさぎり町災害義援金(支給)	<p>災害により被害を受けた住家の所有者（あさぎり町の在住者）に、熊本県及びあさぎり町へお寄せいただいた義援金を支給します。</p> <p>家屋の被害状況等により支給金額が異なりますので、詳しい内容については担当課までお問い合わせください。</p>	○	○	○	○	高齡福祉課 ☎45-7215		
申請に必要な書類等	□「り災証明書」（被災証明書）								

2 主な支援制度

	制 度	概 要	全 壊	大 規 模 半 壊	半 壊	準 半 壊	準 半 壊 に 至 ら な い (床 下 浸 水)	問い合わせ先 ・担当課 ・窓口等
減 免 ・ 猶 予	③町税の減免 □町県民税 □固定資産税 □国民健康保険税	災害により所有する住宅等に被害を受けたとき、被害の程度により、町税が減免となる場合があります。 担当課までお問い合わせください。 △＝被害の程度により該当する場合があります。	○	△	△	△	△	税務課 ☎45-7212
	申請に必要な書類等	□「本人確認書類」、「印鑑」、「被害状況が確認可能な写真」						
	④町税に係る期限の延長 □町県民税 □固定資産税 □国民健康保険税	災害により、期限までに申告・申請・納付等ができない場合は、期限が延長となる場合があります。 担当課までお問い合わせください。 △＝理由により延長となる場合があります。	△	△	△	△	△	税務課 ☎45-7212
	申請に必要な書類等	□「本人確認書類」、「印鑑」、「被害状況が確認可能な写真」						
	⑤後期高齢者医療保険料の減免	災害により、住居が被災された方、収入の減少が見込まれる方等は、被害等の程度により後期高齢者医療保険料が減免となる場合があります。 担当課までお問い合わせください。	○					健康推進課 ☎45-7216
	申請に必要な書類等	□（申請書類は健康推進課にあります。お問合せください。）						
⑥介護保険料の減免	災害により、住居が被災された方、収入の減少が見込まれる方等は、被害等の程度により介護保険料が減免となる場合があります。 担当課までお問い合わせください。	○					高齢福祉課 ☎45-7215	
申請に必要な書類等	□（申請書類は高齢福祉課にあります。お問合せください。）							

2 主な支援制度

	制 度	概 要	全 壊	大 規 模 半 壊	半 壊	準 半 壊	準 半 壊 に 至 ら ず (床 下 浸 水)	問い合わせ先 ・担当課 ・窓口等
減 免 ・ 猶 予	⑦医療費窓口負担の免除	災害救助法の適用市町村にお住まいで、⑦国民健康保険、後期高齢者医療、⑧介護保険に加入されており、次のア～オのいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口で 保険証と免除証明書を提示 することで、 医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要 となります。 (令和3年12月31日まで)	○	-	-	-	-	⑦ 健康推進課 ☎45-7216 ⑧ 高齢福祉課 ☎45-7215
	⑧介護サービスの利用料の免除	ア 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 イ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 ウ 主たる生計維持者の行方が不明である方 エ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 オ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方						
	申請に必要な書類等	免除証明書の申請方法など、ご不明な点があれば、右担当までお問い合わせください。 □ (特に必要な書類はありません。右記へお問い合わせください。)						
※医療機関における一部負担金の免除	※全国健康保険協会でも、上記と同様に、医療機関窓口での一部負担金等の支払い免除を行っています。 詳しい内容については右までお問い合わせください。							全国健康保険協会 熊本支部 ☎096- 340-0260
	申請に必要な書類等	□ (右記へお問い合わせください。)						

3 その他被災された方への支援

支 援		概 要	全 壊	大 規 模 半 壊	半 壊	準 半 壊	準 半 壊 に 至 ら な い (床下浸 水)	問 い 合 わ せ 先 ・ 担 当 課 ・ 窓 口 等
健康	⑨健康栄養相談	ストレス状態が続くと気持ちや身体に様々な変化があらわれます。町の保健師や管理栄養士が健康や食事の相談に応じます。体調の変化等、お気軽にご相談ください。	○			○	○	健康推進課 ☎45-7216
	必要な書類等	<input type="checkbox"/> (お持ちの方) お薬手帳						
健康	⑩こころの健康相談、メンタルヘルス相談	ストレス状態が続くと気持ちや身体に様々な変化があらわれます。精神科医師や心理士が、心の健康に関する相談に応じます。眠れない、イライラする、不安になる、アルコールが増えた等、一人で悩まず気軽にご相談ください。ご家族の相談もできます。(予約制)	○			○	○	健康推進課 ☎45-7216
	必要な書類等	<input type="checkbox"/> (お持ちの方) お薬手帳						
その他	⑪ボランティアの依頼	あさぎり町社会福祉協議会まで、ご相談ください。	○			○	○	社会福祉協議会 ☎47-2111
	必要な書類等	<input type="checkbox"/> あさぎり町社会福祉協議会に、ご相談ください。						
その他	⑫令和2年7月豪雨災害無料相談会(司法書士による)	豪雨災害による困りごとなどの相談をお受けします。下記の日程で無料相談会を開催します。詳しい内容については右までお問い合わせください。 ※相談会日時：毎週月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 17:00～20:00 1. 電話相談 0120-120-835 (予約不要) 2. ウェブ相談(インターネット相談) (前日までに予約が必要です) ◎予約電話番号 096-364-2889 ◀予約受付：月～金(祝祭日を除く) 9:00～17:00▶	○			○	○	熊本県司法書士会 ☎096-364-2889
	必要な書類等	<input type="checkbox"/> 熊本県司法書士会に、お問い合わせください。						